

第 9 1 号議案

足立区特別区税条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 3 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特別区税条例の一部を改正する条例

足立区特別区税条例（昭和 3 9 年足立区条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 1 項及び第 2 項並びに付則第 3 条の 6 中「5, 0 0 0 円」を「2, 0 0 0 円」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の足立区特別区税条例の規定は、区民税の所得割の納税義務者が平成 2 3 年 1 月 1 日以後に支出する第 1 9 条第 1 項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

（提案理由）

地方税法の改正に伴い、寄附金税額控除の適用下限額を引き下げる必要があるので、この条例案を提出いたします。